

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）.....	（本則関係）	1
二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）.....	（附則第二項関係）	27

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案新旧対照条文  
 一 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（本則関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 農水産業協同組合貯金保険機構</p> <p>第一節 総則（第三条―第八条）</p> <p>第二節 設立（第九条―第十三条）</p> <p>第三節 運営委員会（第十四条―第二十三条）</p> <p>第四節 役員等（第二十四条―第三十三条）</p> <p>第五節 業務（第三十四条―第三十七条）</p> <p>第六節 財務及び会計（第三十八条―第四十四条）</p> <p>第七節 監督（第四十五条・第四十六条）</p> <p>第八節 補則（第四十七条・第四十八条）</p> <p>第三章 農水産業協同組合貯金保険</p> <p>第一節 保険関係（第四十九条）</p> <p>第二節 保険料の納付（第五十条―第五十四条）</p> <p>第三節 保険金等の支払（第五十五条―第六十条の三）</p> <p>第四節 資金援助（第六十一条―第六十九条）</p> <p>第三章の二 資金決済に関する債権者の保護（第六十九条の二―第六十九条の四）</p> <p>第四章 貯金等債権の買取り（第七十条―第七十三条）</p> <p>第五章 協定債権回収会社（第七十四条―第八十二条）</p> <p>第六章 管理人による管理（第八十三条―第九十六条）</p> <p>第七章 金融危機への対応（第九十七条―第一百十条）</p> <p>金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置（第一百十条の二―第一百十条の十七）</p> <p>第八章 雑則（第一百一十一条―第一百二十二条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 農水産業協同組合貯金保険機構</p> <p>第一節 総則（第三条―第八条）</p> <p>第二節 設立（第九条―第十三条）</p> <p>第三節 運営委員会（第十四条―第二十三条）</p> <p>第四節 役員等（第二十四条―第三十三条）</p> <p>第五節 業務（第三十四条―第三十七条）</p> <p>第六節 財務及び会計（第三十八条―第四十四条）</p> <p>第七節 監督（第四十五条・第四十六条）</p> <p>第八節 補則（第四十七条・第四十八条）</p> <p>第三章 農水産業協同組合貯金保険</p> <p>第一節 保険関係（第四十九条）</p> <p>第二節 保険料の納付（第五十条―第五十四条）</p> <p>第三節 保険金等の支払（第五十五条―第六十条の三）</p> <p>第四節 資金援助（第六十一条―第六十九条）</p> <p>第三章の二 資金決済に関する債権者の保護（第六十九条の二―第六十九条の四）</p> <p>第四章 貯金等債権の買取り（第七十条―第七十三条）</p> <p>第五章 協定債権回収会社（第七十四条―第八十二条）</p> <p>第六章 管理人による管理（第八十三条―第九十六条）</p> <p>第七章 金融危機への対応（第九十七条―第一百十条）</p> <p>第八章 雑則（第一百一十一条―第一百二十二条）</p>

第九章 罰則（第二百二十三条―第三百三十四条）  
附則

（目的）

第一条 この法律は、農水産業協同組合の貯金者等の保護及び経営困難農水産業協同組合に係る資金決済の確保を図るため、農水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難農水産業協同組合に係る合併等に対する適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置並びに農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

（権限）

第十五条 次章から第五章まで及び第七章から第八章までに規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

一 五 （略）

（業務の範囲）

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 三 （略）

四 （略）

五 八 （略）

九 第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務

十 第百十一条又は第百十二条において準用する第六十九条の三の規定による資金の貸付け及び第百十二条の二の規定による資産の買取り

十一・十二 （略）

第九章 罰則（第二百二十三条―第三百三十四条）  
附則

（目的）

第一条 この法律は、農水産業協同組合の貯金者等の保護及び経営困難農水産業協同組合に係る資金決済の確保を図るため、農水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難農水産業協同組合に関し、合併等に対する適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

（権限）

第十五条 次章から第五章まで、第七章及び第八章に規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

一 五 （略）

（業務の範囲）

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 三 （略）

三の二 （略）

四 七 （略）

（新設）

八 第百十一条又は第百十二条において準用する第六十九条の三の規定による資金の貸付け

九・十 （略）

(報告又は資料の提出の請求等)

第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、農水産業協同組合に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた農水産業協同組合は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

3 機構は、その業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

4 国又は都道府県は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

(区分経理)

第四十条の二 機構の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第七十四条に規定する業務(第一百二十二条の二第一項の規定による資産の買取りに係るものに限る。)、第一百一条第一項(第一百十條の十四第五項において準用する場合を含む。)、の規定による優先出資の引受け等に係る業務、第一百七条第一項の規定による負担金の収納、第一百十條の十二第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第一百十條の十七第一項の規定による特定負担金(同条第二項に規定する特定負担金をいう。)、第六十六条、第八十八条及び第九十九条において同じ。の収納並びに第一百二十二条の二第一項の規定による資産の買取りに係る業務並びにこれらの業務に附帯する業務

(資金援助)

第六十五条 (略)

(資料の提出の請求等)

第三十七条 機構は、その業務を行なうため必要があるときは、農水産業協同組合に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた農水産業協同組合は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

(新設)

3 国又は都道府県は、機構がその業務を行なうため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

(区分経理)

第四十条の二 機構の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第一百一条第一項の規定による優先出資の引受け等に係る業務、第一百七条第一項の規定による負担金の収納及びこれらの業務に附帯する業務

(資金援助)

第六十五条 (略)

2 委員会は、前項の議決を行う場合には、機構の財務の状況並びに当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用（合併等の円滑な実施に要すると見込まれる費用を含む。）及び当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配慮しなければならない。

3 7 (略)

(協定債権回収会社に係る業務)

第七十四条 機構は、債権回収会社と回収業務（第七十七条第一項の規定による委託を受けて買い取った資産の管理及び処分を行うことをいう。以下同じ。）に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、及び当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協定債権回収会社に対し、第七十八条の規定による損失の補填若しくは第七十九条第一項の規定による貸付けを行い、又は協定債権回収会社が行う資金の借入れに係る同項の規定による債務の保証を行うこと。

三 6 (略)

(資産の買取りの委託等)

第七十七条 機構は、次に掲げる場合には、協定債権回収会社に対して、機構に代わつて資産の買取りを行うことを委託することができる。

一 第六十五条第一項（第六十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合

二 第十二条の二第三項の規定により農林中央金庫の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

2 機構は、前項の規定による委託の申出をするときは、委員会の

2 委員会は、前項の議決を行う場合には、機構の財務の状況並びに当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用及び当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配慮しなければならない。

3 7 (略)

(協定債権回収会社に係る業務)

第七十四条 機構は、債権回収会社と回収業務（経営困難農水産業協同組合から買い取った資産の管理及び処分を行うことをいう。以下同じ。）に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、及び当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協定債権回収会社に対し、第七十八条の規定による損失の補填若しくは第七十九条第一項の規定による貸付けを行い、又は協定債権回収会社が行う資金の借入れに係る同項の規定による債務の保証を行うこと。

三 6 (略)

(資産の買取りの委託等)

第七十七条 機構は、第六十五条第一項（第六十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合には、協定債権回収会社に対して、機構に代わつて当該資産の買取りを行うことを委託することができる。

2 機構は、前項の規定による委託の申出をするときは、委員会の

議決を経て、同項各号の決定に係る資産の買取りの価格、次条に規定する損失の補填その他の当該委託に関する条件を定め、これを協定債権回収会社に対して提示するものとする。

3 (略)

4 機構が協定債権回収会社との間で前項の委託に関する契約を締結したときは、第六十五条第六項(第六十九条第四項において準用する場合を含む。)及び第一百十二条の二第五項の規定にかかわらず、資産の買取りに関する契約は、協定債権回収会社が資産保有農水産業協同組合(経営困難農水産業協同組合、合併等により経営困難農水産業協同組合の資産を取得した農水産業協同組合又は第一百十条の三第二項に規定する特別監視指定に係る農林中央金庫であつて、当該資産を保有している者をいう。次項において同じ。)との間で締結するものとする。

5 前項の規定により協定債権回収会社が資産保有農水産業協同組合(経営困難農水産業協同組合又は合併等により経営困難農水産業協同組合の資産を取得した農水産業協同組合に限る。)との間で同項の契約を締結したときは、当該契約は、第六十五条第六項の規定により機構が当該資産保有農水産業協同組合との間で締結したものとなし、第六十六条第一項の規定を適用する。

### 第八十一条 削除

(業務及び財産の管理を命ずる処分)

第八十三条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法律の適用については、当該管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合(第二条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる者

議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格、次条に規定する損失の補填その他の当該委託に関する条件を定め、これを協定債権回収会社に対して提示するものとする。

3 (略)

4 機構が協定債権回収会社との間で前項の委託に関する契約を締結したときは、第六十五条第六項(第六十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第一項の決定に係る資金援助のうち資産の買取りに関する契約は、協定債権回収会社が資産保有農水産業協同組合(経営困難農水産業協同組合又は合併等により経営困難農水産業協同組合の資産を取得した農水産業協同組合であつて、当該資産を保有している者をいう。次項において同じ。)との間で締結するものとする。

5 前項の規定により協定債権回収会社が資産保有農水産業協同組合との間で同項の契約を締結したときは、当該契約は、第六十五条第六項の規定により機構が当該資産保有農水産業協同組合との間で締結したものとなし、第六十六条第一項の規定を適用する。

### (協力依頼)

第八十一条 機構は、第七十四条に規定する業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(業務及び財産の管理を命ずる処分)

第八十三条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法律の適用については、その財産をもつて債務を完済することができないと認められる農水産業協同組合(第二条第一項第一号

にあつては主として信用事業に係る業務に起因して経営が困難となつたもの限り、経営困難農水産業協同組合を除く。）は、経営困難農水産業協同組合とみなす。

4・5 (略)

(管理人の選任等)

第八十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農業協同組合第六十三条の二及び水産業協同組合第六十七条の二（同法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第九十条第四項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合第五十条第三項（同法第五十条の二第四項及び第五十条の四第四項において準用する場合を含む。）、水産業協同組合第五十四条第三項（同法第五十四条の二第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十条第三項）において準用する場合を含む。）、再編強化法第三十条及び農林中央金庫法第五十三条第三項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合第六十九条、水産業協同組合第七十三条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第九十条第五項）において準用する場合を含む。）及び再編強化法第二十二條第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定並びに農業協同組合第四十七条、水産業協同組合第五十一条（同法第九十二条第三項、

、第三号及び第五号に掲げる者にあつては、主として信用事業に係る業務に起因して経営が困難となつたものに限る。）であつて、当該管理を命ずる処分を受けたもの（経営困難農水産業協同組合を除く。）は、経営困難農水産業協同組合とみなす。

4・5 (略)

(管理人の選任等)

第八十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農業協同組合第六十三条の二及び水産業協同組合第六十七条の二（同法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第九十条第四項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合第五十条第三項（同法第五十条の二第四項及び第五十条の四第四項において準用する場合を含む。）、水産業協同組合第五十四条第三項（同法第五十四条の二第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十条第三項）において準用する場合を含む。）、再編強化法第三十条及び農林中央金庫法第五十三条第三項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定、農業協同組合第六十九条、水産業協同組合第七十三条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第九十条第五項）において準用する場合を含む。）及び再編強化法第二十二條第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定並びに農業協同組合第四十七条、水産業協同組合第五十一条（同法第九十二条第三項、

第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。  
。及び農林中央金庫法第五十条において準用する会社法第八百三十一条の規定による理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。第九十四条第四項を除き、以下この章において同じ。）の権利についても、同様とする。

2  
5（略）

（総会の特別決議に代わる許可）

第九十四条（略）

2・3（略）

4 前項の規定により選任された被管理農水産業協同組合の理事  
当該被管理農水産業協同組合が農業協同組合法第三十条の二第五  
項に規定する経営管理委員設置組合若しくは水産業協同組合法第  
三十四条の二第四項（同法第九十二条第三項において準用する場  
合を含む。）に規定する経営管理委員設置組合（以下この項にお  
いて「経営管理委員設置組合」と総称する。）又は農林中央金庫  
である場合にあつては、経営管理委員）及び監事はその管理人に  
よる管理の終了後最初に招集される通常総会（総代会を設けてい  
る場合において、その総代会で役員を選任をすることができる  
きは、通常総代会）の終結の時に、理事（当該被管理農水産業協  
同組合が経営管理委員設置組合又は農林中央金庫である場合に限  
る。）は当該通常総会が終結した後最初に招集される経営管理委  
員会の終結の時に退任する。

5 第一項から第三項までに規定する許可（以下この条及び次条に  
おいて「代替許可」という。）があつたときは、当該代替許可に  
係る事項について総会若しくは総代会又は経営管理委員会の決議  
があつたものとみなす。

6  
11（略）

（金融危機に対応するための措置の必要性の認定）

第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。  
。及び農林中央金庫法第五十条において準用する会社法第八百三十一条の規定による理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。以下この章において同じ。）の権利についても、同様とする。

2  
5（略）

（総会の特別決議に代わる許可）

第九十四条（略）

2・3（略）

4 前項の規定により選任された被管理農水産業協同組合の理事及  
び監事は、その管理人による管理の終了後最初に招集される通常  
総会（総代会を設けている場合において、その総代会で役員を選  
任をすることができるときは、通常総代会）の終結の時に退任す  
る。

5 第一項から第三項までに規定する許可（以下この条及び次条に  
おいて「代替許可」という。）があつたときは、当該代替許可に  
係る事項について総会又は総代会の決議があつたものとみなす。

6  
11（略）

（金融危機に対応するための措置の必要性の認定）



第九十七条 主務大臣は、次の各号に掲げる農水産業協同組合について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該農水産業協同組合が業務を行つてゐる地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（以下この章から第八章までにおいて「会議」という。）の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章において「認定」という。）を行うことができる。

一・二 (略)

2 5 (略)

(優先出資の引受け等の決定)

第百条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項の申込みに係る第一号措置を行うべき旨の決定をするものとする。

一 機構が第一項の申込みに係る取得優先出資（機構が第一号措置により取得した優先出資をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（機構が第一号措置により取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

二 (略)

4 5 7 (略)

(負担金又は特定負担金に係る決定)

第百六条 機構は、毎事業年度、当該事業年度における危機対応勘定の収支につき、次に掲げる事項を、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に報告しなければならない。

一 (略)

二 取得優先出資若しくは取得貸付債権又は取得特定優先出資（第百十条の十四第四項第一号に規定する取得特定優先出資をい

第九十七条 主務大臣は、次の各号に掲げる農水産業協同組合について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該農水産業協同組合が業務を行つてゐる地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（以下この章において「会議」という。）の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章において「認定」という。）を行うことができる。

一・二 (略)

2 5 (略)

(優先出資の引受け等の決定)

第百条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項の申込みに係る第一号措置を行うべき旨の決定をするものとする。

一 第一項の申込みに係る取得優先出資（機構が第一号措置により取得した優先出資をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（機構が第一号措置により取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

二 (略)

4 5 7 (略)

(負担金に係る決定)

第百六条 機構は、毎事業年度、当該事業年度における危機対応勘定の収支につき、次に掲げる事項を、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に報告しなければならない。

一 (略)

二 取得優先出資又は取得貸付債権につきその取得価額を下回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた損失の金額

う。次号において同じ。)若しくは取得特定貸付債権(同項第一号に規定する取得特定貸付債権をいう。次号において同じ。)につきその取得価額を下回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた損失の金額

三 取得優先出資若しくは取得貸付債権又は取得特定優先出資若しくは取得特定貸付債権につきその取得価額を上回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた利益の金額

四 収納した負担金の金額及び特定負担金の金額

五 (略)

2 主務大臣は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該報告を受けた時(以下この項において「報告時」という。)の属する事業年度以後の各事業年度において次条第一項の規定により農水産業協同組合が納付すべき負担金(以下この項及び次項において「負担金」という。)又は第一百十条の十七第一項の規定により農林中央金庫等(農林中央金庫又はその会員である農水産業協同組合をいう。以下同じ。)が納付すべき特定負担金に係る負担率及び納付期間を定めなければならない。ただし、当該報告時の属する事業年度前の事業年度において、当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金又は特定負担金に係る負担率及び納付期間が定められているときは、当該負担率及び納付期間を変更する方法により当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金又は特定負担金に係る負担率及び納付期間を定めるものとする。

3 負担率及び納付期間は、次に掲げる事項を勘案し、危機対応勘定の欠損金が負担金又は特定負担金で賄われるように、かつ、特定の農水産業協同組合又は農林中央金庫等に対し差別的取扱いをしないように定めなければならない。

一 (略)

二 農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財務の状況

4・5 (略)

三 取得優先出資又は取得貸付債権につきその取得価額を上回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた利益の金額

四 収納した負担金の金額

五 (略)

2 主務大臣は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該報告を受けた時(以下この項において「報告時」という。)の属する事業年度以後の各事業年度において次条第一項の規定により農水産業協同組合が納付すべき負担金(以下この項及び次項において「負担金」という。)に係る負担率及び納付期間を定めなければならない。ただし、当該報告時の属する事業年度前の事業年度において、当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金に係る負担率及び納付期間が定められているときは、当該負担率及び納付期間を変更する方法により当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金に係る負担率及び納付期間を定めるものとする。

3 負担率及び納付期間は、次に掲げる事項を勘案し、危機対応勘定の欠損金が負担金で賄われるように、かつ、特定の農水産業協同組合に対し差別的取扱いをしないように定めなければならない。

一 (略)

二 農水産業協同組合の財務の状況

4・5 (略)

(負担金の納付等)

第七十七条 農水産業協同組合は、前条第四項（次条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされたときは、当該公告に係る納付期間中、機構の危機対応業務（第一百十條の二第一項に規定する特定認定に係る農林中央金庫に係るものを除く。）の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、当該公告に係る納付期間に含まれる各年の六月三十日までに、主務省令で定める書類を提出して、負担金を納付しなければならない。

2 前項の規定により農水産業協同組合が納付すべき負担金（第十條の十七第一項及び第二項を除き、以下「負担金」という。）の額は、各農水産業協同組合につき、当該負担金を納付すべき日の属する年の三月三十一日における負債（主務省令で定めるものを除く。）の額の合計額に、前条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

3 (略)

(負担率等の変更)

第八十條 機構は、その借入金の金利の変動、次条第一項の規定による政府の補助その他の事由（第六十條第一項各号に掲げる事項に係るものを除く。）により、負担金又は特定負担金に過不足が生ずることが明らかとなつた場合には、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告に係る負担金又は特定負担金の過不足を調整するために必要な限度で、第六十條第二項の規定により定められた負担率及び納付期間を変更することができる。

3 (略)

(政府の補助)

第九十條 政府は、負担金又は特定負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、農水産業協同組合又は農林中央金庫等の財務の状況を著しく悪化させ、我が国の信用秩序の維持に極

(負担金の納付等)

第七十七条 農水産業協同組合は、前条第四項（次条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされたときは、当該公告に係る納付期間中、機構の危機対応業務の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、当該公告に係る納付期間に含まれる各年の六月三十日までに、主務省令で定める書類を提出して、負担金を納付しなければならない。

2 前項の規定により農水産業協同組合が納付すべき負担金（以下「負担金」という。）の額は、各農水産業協同組合につき、当該負担金を納付すべき日の属する年の三月三十一日における負債（主務省令で定めるものを除く。）の額の合計額に、前条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

3 (略)

(負担率等の変更)

第八十條 機構は、その借入金の金利の変動、次条第一項の規定による政府の補助その他の事由（第六十條第一項各号に掲げる事項に係るものを除く。）により、負担金に過不足が生ずることが明らかとなつた場合には、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告に係る負担金の過不足を調整するために必要な限度で、第六十條第二項の規定により定められた負担率及び納付期間を変更することができる。

3 (略)

(政府の補助)

第九十條 政府は、負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、農水産業協同組合の財務の状況を著しく悪化させ、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある

めて重大な支障が生ずるおそれ又は我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められるときに限り、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該業務に要する費用の一部を補助することができる。

2 機構は、負担金及び特定負担金が納付されない事業年度（前項の規定により政府の補助を受けた日を含む事業年度の後の事業年度に限る。）において、危機対応勘定に損益計算上の利益金として主務省令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、同項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

3 (略)

第七章の二 金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

(金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定)

第一百十条の二 主務大臣は、農林中央金庫について次条第一項に規定する特別監視及び農林中央金庫の財務の状況に照らし必要に応じて行う第一百十条の十二第一項に規定する資金の貸付け等又は第一百十条の十四第五項において準用する第一百一条第一項の規定による優先出資の引受け等（以下「特定措置」という。）が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、会議の議を経て、特定措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章及び次章において「特定認定」という。）を行うことができる。ただし、農林中央金庫がその財産をもつて債務を完済することができない場合は、この限りでない。

2 主務大臣は、特定認定を行った場合であつて、農林中央金庫の自己資本の充実が必要と認めるときは、農林中央金庫が第一百十条

ると認められるときに限り、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該業務に要する費用の一部を補助することができる。

2 機構は、負担金が納付されない事業年度（前項の規定により政府の補助を受けた日を含む事業年度の後の事業年度に限る。）において、危機対応勘定に損益計算上の利益金として主務省令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、同項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

3 (略)

(新設)

(新設)

の十四第一項の規定による申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

3 主務大臣は、特定認定を行ったときは、その旨及び前項の規定により定めた期限を農林中央金庫及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

4 主務大臣は、特定認定を行ったときは、当該特定認定の内容を国会に報告しなければならない。

(機構による特別監視)

第一百十条の三 主務大臣は、特定認定を行ったときは、直ちに、農林中央金庫を、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分機構による監視(第一百十条の六及び第一百十条の七第三項において「特別監視」という。)をされる者として指定するものとする。

2 機構は、前項の規定による指定(以下「特別監視指定」という。)があつたときは、農林中央金庫に対し、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分について、第五項の規定により作成される計画の履行の確保のために必要な助言、指導又は勧告(以下この項において「助言等」という。)その他の必要な助言等をすることができる。

3 主務大臣は、特別監視指定をした場合において、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するため必要があると認めるときは、農林中央金庫に対し、措置を講ずべき期限を示して、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分に関して必要な措置を命ずることができる。

4 主務大臣は、特別監視指定をしたときは、その旨を農林中央金庫及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

5 主務大臣は、特別監視指定をした場合において、必要があると認めるときは、農林中央金庫に対し、その業務及び財産の状況等に関し主務大臣及び機構に対する報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成並びにその主務大臣及び機構

(新設)

に対する提出を命ずることができる。

(特別監視代行者)

第百十条の四 機構は、特別監視指定があつた場合において、必要があるときは、当該特別監視指定に係る監視の実施の全部又は一部を第三者に委託することができる。

2 前項の規定による委託については、主務大臣の承認を得なければならぬ。

3 特別監視代行者(第一項の規定により委託を受けた第三者をいう。第百十条の十一及び第百二十三条の二において同じ。)は、費用の前払及び主務大臣が定める報酬を受けることができる。

(特別監視指定の取消し)

第百十条の五 主務大臣は、特別監視指定について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該特別監視指定を取り消さなければならない。

2 第百十条の三第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(特別監視の終了)

第百十条の六 機構は、特別監視指定の日から一年以内に、農林中央金庫に対し、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれ回避するために必要な措置その他関連する措置を講じさせることにより、その特別監視を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該特別監視を終えることができない場合には、主務大臣の承認を得て、一年ごとに二回までを限り、この期限を延長することができる。

2 機構は、前項の規定により特別監視を終えたときは、農林中央金庫にその旨を通知するとともに、これを公告しなければならない。

(役員等の解任及び選任の特例)

(新設)

(新設)

(新設)

第一百条の七 機構は、特別監視指定に係る農林中央金庫がその財

(新設)

産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合において、農林中央金庫の理事、経営管理委員、監事又は会計監査人(以下この条において「役員等」という。)に引き続き職務を行わせることが適切でないと認めるときは、農林中央金庫法第三十八条及び第三十八条の二第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、農林中央金庫の役員等を解任することができ

2 前項の規定により農林中央金庫の役員等を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた役員等の員数を欠くこととなるときは、機構は、農林中央金庫法第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十四条の二第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、農林中央金庫の役員等を選任することができる。この場合には、同法第二十四条第三項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により選任された農林中央金庫の役員等(理事を除く。以下この項において同じ。)はその特別監視の終了後最初に招集される通常総会(総代会を設けている場合において、その総代会で役員等の選任をすることができるときは、通常総代会)の終結の時に、理事は当該通常総会が終結した後最初に招集される経営管理委員会の終結の時に退任する。

4 第一項又は第二項に規定する許可(以下この項及び次項において「代替許可」という。)があつたときは、当該代替許可に係る事項について総会若しくは総代会又は経営管理委員会の決議があつたものとみなす。

5 第九十四条第六項から第九項まで、第十項前段及び第十一項並びに第九十五条の規定は、代替許可について準用する。この場合において、第九十四条第六項中「当該被管理農水産業協同組合」とあり、並びに同条第七項及び第九項中「被管理農水産業協同組合」とあるのは「農林中央金庫」と、第九十五条中「前条第一項

第一号、第二項又は第三項」とあるのは「第一百十条の七第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(回収等停止要請)

第一百十条の八 機構は、特別監視指定に係る農林中央金庫の債権者である農水産業協同組合（農林中央金庫の会員であるものに限る。）が農林中央金庫に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使をすることにより、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、当該農水産業協同組合に対し、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるまでの間、当該権利の行使をしないことの要請をしなければならない。

(破産手続開始の申立て等に係る主務大臣の意見等)

第一百十条の九 主務大臣は、特別監視指定に係る農林中央金庫に対し破産手続開始、再生手続開始又は外国倒産処理手続の承認の申立てが行われたときは、当該申立てについての決定がなされる前に、裁判所に対し、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講じられている旨の陳述その他の農林中央金庫に関する事項の陳述をし、当該決定の時期その他について意見を述べることができる。

(資産の国内保有)

第一百十条の十 主務大臣は、特定認定に係る農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、政令で定めるところにより、農林中央金庫に対し、その資産のうち政令で定めるものを国内において保有することを命ずることができる。

(管理人等に関する規定の準用)

(新設)

(新設)

(新設)



第一百十条の十一 第九十条の規定は特別監視代行者について、第九十三条の規定は特別監視指定に係る農林中央金庫（その財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合に限る。）について、それぞれ準用する。

（新設）

（金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け等）

第一百十条の十二 機構は、特定認定に係る農林中央金庫から資金の

（新設）

貸付け等（我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け又は我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な債務の保証をいう。）の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る貸付け又は債務の保証を行う旨の決定をすることができる。

2 機構は、前項の規定による貸付けを行ったとき、又は同項の規定による債務の保証に係る債務を弁済したときは、当該貸付け又は当該債務の保証に基づく求償権に係る農林中央金庫の財産について他の債権者に先立つて当該貸付けに係る債権の弁済を受ける権利又は当該求償権の行使により弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等）

第一百十条の十三 特定認定に係る農林中央金庫は、次条第一項の規

（新設）

定による申込みを行わないときは、主務大臣に対し、第一百十条の二第二項の規定により定められた期限内に、特定措置に係る優先出資の引受け等以外の方法による自己資本の充実のための措置を定めた計画を提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により農林中央金庫から提出を受けた

計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、特定認定を取り消すことができる。

3| 主務大臣は、農林中央金庫が第一百十条の二第二項の規定により定められた期限内に次条第一項の規定による申込みを行わなかった場合において、農林中央金庫が当該期限内に第一項に規定する計画を提出しなかつたときは、特定認定を取り消すことができる。

4| 主務大臣は、第一項の規定により農林中央金庫が提出した計画を適当と認めないときは、特定認定を取り消すことができる。

5| 主務大臣は、前二項の規定により特定認定を取り消すときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

6| 第一百十条の二第三項及び第四項の規定は、第二項から第四項までの規定による特定認定の取消しについて準用する。

(優先出資の引受け等の決定等)

第一百十条の十四 特定認定に係る農林中央金庫は、機構が、農林中央金庫の自己資本の充実のために農林中央金庫の優先出資の引受け等を行うことを、機構に申し込むことができる。ただし、農林中央金庫が債務の支払を停止した場合は、この限りでない。

2| 機構は、前項の規定による申込みを受けたときは、主務大臣に対し、農林中央金庫と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

3| 第一項の規定による申込みを行った農林中央金庫は、主務大臣に対し、経営の合理化のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営の健全化のための計画を提出しなければならない。

4| 主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項の規定による申込みに係る特定措置に係る優先出資の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 機構が第一項の規定による申込みに係る取得特定優先出資（機構が特定措置に係る優先出資の引受け等により取得した優先出資をいう。次条第二項及び第一百十条の十六第一項において同

(新設)

じ。又は取得特定貸付債権（機構が特定措置に係る優先出資の引受け等により取得した貸付債権をいう。次条第二項及び第一百十条の十六第一項において同じ。）の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

二 前項に規定する計画の確実な履行等を通じて、農林中央金庫の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

5 第一百条第四項の規定は前項の決定を行うときについて、同条第五項の規定は第二項の決定を行ったときについて、同条第六項の規定は第一項の規定による申込みに係る優先出資の引受け等を行わない旨の決定がされたときについて、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第六項の規定による特定認定の取消しについて、第一百一条の規定は機構が前項の決定に従い優先出資の引受け等を行う場合について、第一百一条の二の規定は農林中央金庫が同項の決定に従い発行する優先出資について、それぞれ準用する。この場合において、第一百条第五項中「当該農水産業協同組合」とあるのは「農林中央金庫」と、同条第六項中「第一号措置に係る認定」とあるのは「特定認定（第一百十条の二第一項に規定する特定認定をいう。）」と、「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（優先出資の引受け等に係る計画の公表等）

第一百十条の十五 主務大臣は、前条第四項の決定をしたときは、同条第三項の規定により提出を受けた計画を公表するものとする。

ただし、金融システムの混乱を生じさせるおそれのある事項、農林中央金庫の債権者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び農林中央金庫の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

2 主務大臣は、機構が取得特定優先出資又は取得特定貸付債権の

（新設）

全部につきその処分をし、又は返済を受けるまでの間、農林中央金庫に対し、前条第三項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

(取得特定優先出資又は取得特定貸付債権の処分)

2 第一百条の十六 機構は、取得特定優先出資又は取得特定貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の処分を行ったときは、速やかに、その内容を主務大臣に報告しなければならない。

(特定負担金の納付等)

2 第一百条の十七 農林中央金庫等は、第一百六条第四項(第一百八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告がされたときは、当該公告に係る納付期間中、機構の危機対応業務(特定認定に係る農林中央金庫に係るものに限る。)の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、当該公告に係る納付期間に含まれる各年の六月三十日までに、主務省令で定める書類を提出して、負担金を納付しなければならない。

2 前項の規定により農林中央金庫等が納付すべき負担金(以下この項及び次項において「特定負担金」という。)の額は、各農林中央金庫等につき、当該特定負担金を納付すべき日の属する年の三月三十一日における負債(主務省令で定めるものを除く。)の額の合計額に、第一百六条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

3 第五十条第二項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、特定負担金について準用する。この場合において、同項中「農水産業協同組合の」とあるのは「農林中央金庫等(第一百六条第二項に規定する農林中央金庫等をいう。以下同じ。)」の」と、第五十二条第一項及び第三項中「農水産業協同組合」とあるのは「農林中央金庫等」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(資産の買取り)

第百十二条の二 機構は、第三章第四節の規定による場合のほか、特別監視指定に係る農林中央金庫が保有する資産の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の規定による資産の買取りを行う場合には、主務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3 機構は、農林中央金庫から第一項の資産の買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をしたときは、農林中央金庫との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

(契約の解除等の効力)

第百十八条の三 主務大臣は、第九十七条第一項に規定する認定又は特定認定を行う場合においては、会議の議を経て、当該認定又は特定認定に係る農林中央金庫について、関連措置等（当該認定若しくは特定認定又は特別監視指定その他の当該認定若しくは特定認定に関連する措置をいう。以下この項において同じ。）が講じられたことを理由とする契約（契約の当事者又は契約において定める者である農林中央金庫に対し関連措置等が講じられたことを理由として特定解除等の効力が生ずることを約定しているものである）であつて、金融市場その他の金融システムと関連性を有する取引のうち主務省令で定めるものに係るものに限る。）の特定解除等を定めた条項は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な範囲において、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるために必要な期間として主務大臣が定めた期間（以下こ

(新設)

(新設)

の条において「措置実施期間」という。）中は、その効力を有しないこととする決定を行うことができる。

2| 前項の「特定解除等」とは、契約の終了又は解除、契約を解約する権利の発生、契約に係る債権に係る期限の利益の喪失、契約に係る取引に係る金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第八号）第二条第六項に規定する一括清算その他これらに類するものとして主務省令で定めるものをいう。

3| 第一項の規定による決定は、その決定の時から効力を生ずる。

4| 主務大臣は、第一項の規定による決定を行ったときは、直ちにその旨及び措置実施期間を官報により公告するとともに、これを機構及び農林中央金庫に通知しなければならない。

5| 第一項の規定による決定が行われた契約については、民事再生法第五十一条において準用する破産法第五十八条の規定は、措置実施期間中は、適用しない。

6| 第一項の規定による決定が行われた契約についての金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第三条の規定の適用については、措置実施期間中は、同法第二条第四項に規定する一括清算事由は、生じなかつたものとみなす。

（農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するための命令）

第百十八条の四 主務大臣は、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理が必要となつた場合におけるその円滑な実施の確保を図るために必要な措置が講じられていないと認めるときは、農林中央金庫に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる。

（指導及び助言）

第百十八条の五 機構は、農水産業協同組合に対し、経営の健全性の確保に支障が生じている農水産業協同組合として主務省令で定

（新設）

（新設）

めるものの自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置の実施に關し必要な指導及び助言を行うものとする。

(国際協力)

第一百八条の六 機構は、その業務を国際的協調の下で行う必要があるときは、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるものとの情報の交換その他必要な業務を行わなければならない。

(主務大臣等)

第一百九条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、第五十七条第二項及び第三項、第三章第四節(第六十五条第四項並びに第六十五条の二第二項及び第三項(これらの規定を第六十九条第四項において準用する場合を含む。))を除く。)、第六章、第七章(第一条第二項、第三条、第六六条、第六七条第三項において準用する第五十二条第五項、第六八条及び第六十九条第一項を除く。)、第七章の二(第一百十条の十四第五項において準用する第一百一条第二項、第一百十条の十六及び第一百十条の十七第三項において準用する第五十二条第五項を除く。)、第六十六条第一項及び第二項、第六十七条第一項及び第二項並びに第六十八条の四に規定する主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。

2・3 (略)

第二百三条の二 特別監視代行者がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 特別監視代行者が法人であるときは、特別監視代行者の職務に従事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百

(新設)

第一百九条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、第五十七条第二項及び第三項、第三章第四節(第六十五条第四項並びに第六十五条の二第二項及び第三項(これらの規定を第六十九条第四項において準用する場合を含む。))を除く。)、第六章、第七章(第一条第二項、第三条、第六六条、第六八条及び第六十九条第一項を除く。)、第六十六条第一項及び第二項、第六十七条第一項、第二項及び第六項並びに第六十八条に規定する主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。

2・3 (略)

(新設)

万円以下の罰金に処する。特別監視代行者が法人である場合において、その役員又は職員が特別監視代行者の職務に關し特別監視代行者に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人たる特別監視代行者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百二十四条 第二百二十三条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百二十四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一百十条の三第三項の規定による命令に違反したとき。  
二 第一百十条の十の規定による命令に違反したとき。

第二百二十五条 第一百六条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 第一百七十七条第一項、第二項若しくは第六項の規定による当該職員若しくは機構の職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避したときは、その違反行為をした者も、前項と同様とする。

第二百二十六条 第二十二條（第三十三條において準用する場合を含む。）又は第九十條（第一百十条の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下

第二百二十四条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（新設）

第二百二十五条 第一百六条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 第一百七十七条第一項、第二項若しくは第六項の規定による当該職員若しくは機構の職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者も、前項と同様とする。

第二百二十六条 第二十二條（第三十三條において準用する場合を含む。）又は第九十條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



の罰金に処する。

第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条の二第四項（第六十九条第四項において準用する場合を含む。）、第八十二条、第二百二条第二項又は第一百十条の十五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第八十八条又は第一百十条の三第五項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第二百二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構又は受託者の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五十八条第四項（第五十九条第五項及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第六十五条第五項（第六十九条第四項及び第六十九条の三第二項（第六十一条及び第一百二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十七条第三項、第七十九条第二項、第一百一条第二項（第一百十条の十四第五項において準用する場合を含む。）、第一百三十三条第二項、第六六条第一項、第一百十条の十六第二項又は第一百十二条の二第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 (略)

第三百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条の二第四項（第六十九条第四項において準用する場合を含む。）、第八十二条又は第二百二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第八十八条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二百二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構又は受託者の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五十八条第四項（第五十九条第五項及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第六十五条第五項（第六十九条第四項及び第六十九条の三第二項（第六十一条及び第一百二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十七条第三項、第七十九条第二項、第一百一条第二項、第一百三十三条第二項又は第六六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 (略)

第三百十条 第三十七条第一項又は第五十七条の二第二項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第五十七条の二第二項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出したとき。

第三百十一条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百二十四条の二又は第二百五条 二億円以下の罰金刑

二 (略)

第三百十一条の二 第二百二十三条又は第二百二十三条の二の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第二百二十四条（第二百二十三条第一項又は第二項に係る部分に限る。）の罪は、刑法第二条の例に従う。

第三百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農水産業協同組合の理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 第六十条の三第二項又は第一百八条の四の規定による命令に違反したとき。

三・四 (略)

五 第一百一条の二第二項（第一百十条の十四第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して登記することを怠つたとき

第三百十一条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百二十五条 二億円以下の罰金刑

二 (略)

第三百十一条の二 第二百二十三条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第二百二十四条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第三百十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農水産業協同組合の理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 第六十条の三第二項の規定による命令に違反したとき。

三・四 (略)

五 第一百一条の二第二項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

2  
5  
六  
(略)

2  
5  
六  
(略)

改正案	現行
<p>（農水産業協同組合貯金保険法の特例） 第五十五条 前条第一項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における農水産業協同組合貯金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号。以下「機構法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務（機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務を除く。）」を」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第三百三十二条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務を除く。）」と、同法第二百二十九条第一項第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項（機構法第五十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、同法第三百三十三条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務」と、同条第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項（機構法第五十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。</p>	<p>（農水産業協同組合貯金保険法の特例） 第五十五条 前条第一項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における農水産業協同組合貯金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号。以下「機構法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務（機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務を除く。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第三百三十二条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務を除く。）」と、同法第二百二十九条第一項第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項（機構法第五十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、同法第三百三十三条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務」と、同条第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項（機構法第五十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。</p>